

農地中間管理機構等支援事業費補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日
農政水産部担い手農地対策課

(趣旨)

第 1 条 県は、担い手への農地集積と集約化により本県農業の構造改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地中間管理機構を整備するとともに、農地情報のシステム化と農地流動化を着実に進めるため、予算で定めるところにより、別表に掲げる補助対象者(以下「補助対象者」という。)に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市町村及び宮崎県農業会議以外の者にあつては、県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 市町村以外の者にあつては、前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第 4 条 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の区分(事業名)に掲げる事業の相互間における流用。ただし、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)第 6 の 3 の (3) のイにより申請し、第 6 の 3 の (4) の承認を受けた場合を除く
- (2) 別表の区分(事業名)の欄の 3 に掲げる①の事業に係る経費と②の事業に係る経費の相互間における流用

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限

りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 市町村及び宮崎県農業会議以外の者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(2) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)

(3) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)

(4) 「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示す「みどりチェック」チェックシート(以下「チェックシート」という。)

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。)により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付すべきこと。

(2) この要綱の規定により交付された補助金に係る会計帳簿及びその証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間(農地集約化促進事業に関連するものは10年間)保存しておくべきこと。

(3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(計画変更の承認申請)

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、変更承認申請書を提出しなければならない。

2 県からの指示により計画変更の必要がある場合には、規則第10条第2項の規定にかかわらず、変更承認申請書を提出しなければならない。

(状況報告等)

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定があった年度の第2四半期

及び第3四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に提出しなければならない。

ただし、概算払請求書をもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第1号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

(3) チェックシート

(4) その他知事が必要と認めるもの

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、補助金の交付を受けて取得した機械及び器具で1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄の西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由しなければならない。ただし、公益社団法人宮崎県農業振興公社及び一般社団法人宮崎県農業会議が提出する書類については、この限りでない。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る農地中間管理機構支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 7 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る農地中間管理機構等支援事業費補助金から適用する。